

ゴルフクラブ ルミナス 利用約款

ゴルフクラブ ルミナス

(約款の適用)

第一条 ゴルフクラブ ルミナス（以下当練習場と称する）を利用される方は、お互いに快適で安全なプレーをお楽しみ頂く為に、当クラブが定める本約款に従ってご利用いただきます。

(利用約款の成立)

第二条 当練習場においてプレーされる方はフロントにて受付をして頂き、打席操作スタンドに所定の
リライトカードを挿入して下さい。これより当練習場は施設利用をお引き受けする事になります。

(施設利用の拒絶)

第三条 当練習場は次の場合、施設の利用、ならびに利用の継続をお断りする事があります。

- I ・暴力団関係者及び反社会的行動がある団体の構成員とその関係者、または前記団体に所属していた事があった者で暴力的不法行為を行う恐れがあるものと認められる時。
- II ・公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をしたとき、またはそうした行為をするおそれがあると認められるとき。
- III ・リライトカード等を改ざん使用したり、場内の機器類を不正なかたちで使用する恐れがあると認められたとき。
- IV ・第三条（I、II、III）項に該当する者を、過去に同伴もしくは申し込み紹介した者が施設を利用しようとしたとき。
- V ・場内で許可なく有料でレッスン行為をなす恐れがあるものと認められたとき。
- VI ・酒気を帯びた方、薬物を服用した方の練習。
- VII ・裸又はそれに近い服装でプレーする等の行為があったとき。
- VIII ・当練習場に対して好ましくない行為があったとき。
- IX ・天災その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ない、または閉店するとき。
- X ・その他本約款に違反したとき。

(休館日・営業時間)

第四条 当練習場の休館日と営業時間は当練習場の定めるところによります。ただし、臨時に変更することもあります。

(金銭その他高価品)

第五条 金銭その他高価品（ゴルフ用具を含む）の盗難、紛失等が生じた場合、当練習場は一切その責任を負いません。

(携帯品・自動車等)

第六条 携帯品及び駐車場等に駐車中の自動車（車内の物品を含む）等については、盗難、毀損事故が生じた場合当練習場は一切その責任を負いません。

(打席の指定)

第七条 当練習場は利用者の打席を原則として指定いたします。利用者は指定された打席以外は許可なく使用する事はできません。

(行為の禁止)

第八条 施設内で下記の行為を禁止いたします。

- I ・とばく、その他風紀を乱す行為。
- II ・物品販売、宣伝広告物の配布等の行為（特に許可するもの場合を除く）
- III ・当練習場の貸しボール以外を持ち込んでプレーする行為。
- IV ・写真撮影、録音等の行為。（特に許可するもの場合を除く）
- V ・他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

(危険防止の責任)

第九条 ゴルフは時に危険を行うスポーツです。練習中は前後のプレーヤーの様子にも充分注意をはらい、
全て自己の責任でプレーして頂きます。特に下記行為による事故は全て本人の責任となります。

- I ・指定された打席以外でのショット、素振り。
- II ・極端な斜め向き打ち
- III ・常識外の長尺クラブ（ ≥ 49 インチ）や改造クラブの使用。
- IV ・許可なくフィールドへ降り立ってのプレー等。
- V ・その他事故懸念のあるプレー。

(お子様の危険防止の責任)

小学3年生未満のお子様のプレーには必ず成人の方の同伴が必要です。

上記の同伴の成人の方はお子様のプレーには十分注意をして頂き事故のないよう責任を持って監視して下さい
↑監視でいいでしょうか
他のお客様のご迷惑になる行為については一時的にプレーの中断をお願いすることもあります。

万が一、事故等が生じた場合は当練習場は一切その責任を負いません。

(雷鳴・地震)

第十条 雷鳴や地震があったときは退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

当練習場は落雷及び地震による被害について責任を負いません。

(急患)

第十一条 プレーヤーは自分自身の健康状態について常に充分配慮して下さい。急患の時、当練習場は
出来る限りの努力を致しますが、結果については責任を負うことができません。

(火気使用の禁止)

第十二条 クラブハウス内や打席棟内の火気使用は所定の場所以外は厳禁します。

マッチの燃え殻、タバコの吸い殻は必ずよく消して灰皿に入れて下さい。

(施設に損害を与えた場合)

第十三条 利用者の故意または過失により当練習場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

(施設内への持ち込み品)

第十四条 施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。

- I ・動物のペット類。
- II ・著しく悪臭を放つもの。
- III ・鉄砲、刀剣類。
- IV ・火薬、揮発油等、発火爆発のおそれがあるもの。
- V ・騒音を発するもの。
- VI ・他人に迷惑や危険の及ぶおそれがあるもの。

(実施)

第十五条 この約款は平成23年2月1日より実施致します。

